第2回高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会 議事概要 令和5年12月7日(木)9:45~11:45

<第1回協議会における委員からの主な意見に対する対応案>

■事務局説明(意見に対する対応案)

■委員

支援については法律に定められているため、どこの市町村に居住している方であっても同じ水準の支援が当然必要だと思う。そうした場合に、郡部の市町村に対して高知県や高知市は、支援に対する熱が高いため、十分な体制がとれていることと思う。市町村の体制や民間団体、女性相談支援員の配置の呼びかけといった内容が計画に記載されているが、女性相談支援員が配置されていない市町村もあるということか。

■事務局

女性相談支援員は、新法である困難女性支援法により定義づけられるものであるため、現状 の位置づけは0である。

また、売春防止法上の婦人相談員という定義があるが、県内の全市町村では、現状、婦人相談員の配置がなされていない。婦人相談員としては県の女性相談支援センターの相談員が位置づけられている。

ただ、現状、各市町村においては、女性の職員や保健師などが、すでに住民からの様々な相談に対応しているため、実質的に新法による女性相談支援員のもつ機能は果たしているのではないかと感じている。

我々がこれからすべきこととしては、市町村においては、実務的にそうした業務を行っているため、新法によるところの女性相談支援員という位置づけを正式にしていただきたいと考えている。

■委員

市町村における相談員が女性相談支援員という肩書きを兼ねることは問題のないことなのか。

■事務局

全く問題のないことである。

市町村によっては、マンパワー不足により、一つの課が多様な業務をしているところもあり、 非常に大変であるとは思うが、保健師をはじめ、そうした中でも日々住民からの相談対応を しているため、できればそうした方に女性相談支援員としての肩書きも背負っていただき たいと考えている。

■委員

支援に携わるなかで、学校においてDVの被害者への対策があまりできていないように感じる。例えば、子どもが熱を出した際に加害者と知らずに連絡をしてしまい、加害者が子どもを迎えに来てしまったりといった事例がある。なぜそうしたことが起こるのかというと、学校の中でそうした被害者がいるということを知っているのが、校長、教頭、担任くらいであり、他の方に共有することができていないからである。そうしたことから、学校側へ、様々な形でDVについて知っていただくための研修をお願いしたい。

■事務局

教育現場と福祉の連携については従来から言われているが、近年であればヤングケアラーの問題であったり、不登校の問題などの課題が大きくなってきている。福祉側としても、教育現場との連携について、特に情報共有をしっかりと行っていきたい。学校側で把握した課題を福祉側が把握することができていない場合もある。そうしたことも踏まえ、やはり命にかかわることでもあるため、しっかりとした連携体制をとっていきたい。学校の先生方だけで家庭まで支援するということはなかなか難しいところもあるため、福祉とも連携して支援する体制をつくっていきたい。

■委員

学校現場においては、生徒について、身体にあざや怪我がないか、欠席や遅刻が増えていないか、衣服の乱れがないかといった日々の変化をすばやく把握し、そうした事案があれば、生徒コーディネーターの役割を持つ教員を中心に、校内で生徒支援委員会を開催し、委員の中で共有している。また、必要に応じて、担任であるとか、養護教諭にも共有している。その中で、支援が必要なケースであれば、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーとも情報を共有し、かつ、高校の場合は県教育委員会の人権教育・児童生徒課、児童相談所や警察などの関係機関と連携しながら対応している。しかしながら、学校によってその対応に温度差があるというところもあるかと思うので、学校と各種支援機関や団体との連携が、本計画を通してより強力になっていけば、より学校現場としても対応がしやすくなると考えている。

■事務局

学校の中での情報共有について、加害者の方が PTA の役員であったりだとか、様々な形で学校に深く関わっているケースも少なくない。そうしたこともあり、情報が秘匿されるように、校長・教頭先生までで情報共有の範囲を限定し、あとはスクールソーシャルワーカーにお願いしているといった現状もある。また、従来通っていた学校に帰さずに、転校し、新しい場所で暮らすということが多いということもあり、その情報の扱いが難しいところもあ

る。事案によって扱いやルールが違うところがあるということも理解いただきたく思う。

<素案についての意見交換>

■事務局説明(県計画素案)

■委員

1ページ目のところで、LGBTQを国の性的マイノリティという表現に合わせる形で、「性的マイノリティの方」という文言にしているが、「の方」については、性的マイノリティという言葉だけでそうした特性を持つ人々という意味をもつため、不要であると思う。

また、4ページ目に市町村の役割が記載されているが、最後の、当該市町村における支援窓口の周知と民間団体と協働して女性支援を積極的に担うという箇所について、積極的にという部分を、市町村のマンパワーの問題もあるかと思うが、どこまでやるのかということ、何にポイントを置いて支援していくのかというところをもう少し明確に記載していただいた方が良いと思う。例えば、5ページに民間団体等についての項目があるが、その中に、地域における生活の再建等の自立支援についての記載がある。これは行政機関のみでは対応が難しく、一旦保護を経て地域に戻られた方への伴走的で中長期的な支援については、行政機関と民間団体が協働して取り組む必要があると思う。こうした内容を市町村の役割の中にも記載いただき、市町村自身が、そうした方の生活再建に向けて、必要な機関と連携し、繋いでいくキーパーソンであるということを明記していただくのも良いと思う。

もう一点としては、17ページにおける「(3)若年層に対する予防教育の推進」について、主にデート DV 防止に関する内容が記載されており、デート DV の防止はもちろん必要であるが、困難女性支援ということでは、性に関するリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての教育や、性暴力の加害者・被害者にならないための防止ということも盛り込んでいただいた方が良いと思う。デート DV と性暴力については重なる部分もあるため、どちらも人権教育としての位置づけのなかで、互いを尊重しあえるように、中高生から大学生に向けて、しっかりと自分事として考えてもらう機会を必ず設けるといったことを盛り込んでいただけるとありがたい。

■事務局

1点目の「性的マイノリティの方」という表現については、修正させていただく。

4ページの市町村の役割について、より詳細には、支援対象者が地域に戻った後の伴走的な 支援についてなどをイメージしている。やはり住民に一番身近なのは市町村役場であるた め、積極的に担うという表現を、民間団体の記載を倣い、もう少し具体的に示すことができ るよう修正を検討したい。

17ページの「(3)若年層に対する予防教育の推進」については、現状「(4)性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての教育・啓発」と分けて記載し

ており、(4)についても内容としては予防教育であり、委員のおっしゃるように重要な項目 であるため、現状通り分けて記載すべきか、まとめて記載すべきかについて、記載の仕方を 検討させていただく。

■委員

4ページの市町村の役割の中で、包括的な支援を提供するといった内容が記載されているが、ここだけではなく、具体的な施策の中にも入ってくると良いと思う。例えば20ページに「市町村における相談体制強化に向けた支援」というところでは、相談員の配置や助言といった内容が記載されているが、この部分は市町村の横の連携が重要であると思うため、包括的な体制作りの支援や推進といったことが項目として入ることが重要であると思う。

もう一点としては、4ページの市町村の役割の中で、生活困窮者支援という文言が出てくるが、その後はあまり出てこない。例えば、5ページの「その他関係機関」に生活困窮者自立相談支援機関などが出てくるのが良いのかなと思う。加えて、計画における24ページの経済的な支援の中で、融資や経済的な回復についての記載があるが、困難な問題を抱える方はどちらかというと経済的にマイナスな状態が多く、それを元に戻すための生活困窮者自立支援制度の中で、女性では家計改善が非常に多いということもあるため、経済的な支援の中に生活困窮者自立支援事業による家計改善支援や就労準備支援についても記載していただくと、そうした機関とも連携が必要であるという意識付けができると思う。

また、18ページにおける「アウトリーチ等による支援対象者の早期の把握」について、児童委員と民生委員で書き方が多少異なるが、職としてはどちらも兼ねているため、内容としても統一した方が良いと思う。

■事務局

市町村の役割については、より詳細に記載させていただく。また、20ページにおける「市町村における相談体制強化に向けた支援」の中に、包括的な支援についての項目を加えるということについても検討させていただく。

また、18ページにおける児童委員と民生委員の表現の違いについても修正させていただく。

■事務局

市町村との関係については、具体的な活動をしているため、きめ細かに追記させていただく。一方で、今回の計画については、都道府県は義務化になっているが、市町村は努力義務化ということになっている。この法律ができる際に地方の各自治体からは、地方では都会と異なり民間団体との連携をどう行っていくのか、民生委員を含めてある程度決まった方が支援しているという状況を踏まえて、女性の基本的な人権、また、男女平等、女性の福祉の推進、これを否定するわけではないが、新たに何かを展開していくとなったときのマンパワーをどうするのかといった様々な意見があった。市町村の役割としてどこまで記載するのかというところもあるが、今回県の計画を示した後に市町村において計画を策定いただくよう

県としても後押しをしていくということになるため、基本的には、様々な分野において包括的な支援体制をつくるということではなく、第4章にも記載しているように、共生社会の中で分野を超えて市町村の中でしっかりとした包括的な体制をつくっていくということが、女性の福祉の推進を含めて進めていくということになると考えている。また、各市町村ごとに包括的な体制を民間団体の方々や住民の方々と共に実施していくということもあわせて行いながら、市町村側からみたときに、様々な新たなことをするということではなく、全体が支え合いであるとか、誰一人取り残さないといった中で、女性への支援についてもしっかりと行っていくということを分かっていただかないと、国や県がまた新しい事業を持ってきたと捉えられると前に進みにくいということもあるため、そこは県としても市町村としっかりと話をしつつ進めていきたいと考えている。

■委員

17 ページの一番上に、「D V 加害者を対象とした各種相談の実施」とあるが、以前の素案では「加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討」という項目があった。これを今回除いた理由はあるのか。こうしたプログラムが有効なのかということも含め、非常に関心があった。

■事務局

今回の計画は2つの計画が一体となったものであり、前回と比較し、今回の計画ではそれぞれの計画が明確に分かるように記載しようということで章立てを分けた。その作業の中で、本来記入すべき内容が抜け落ちていたことと思う。従来のDV計画の中で必要な項目についてはしっかりと記載するということで、再度抜け漏れがないか確認させていただく。

■委員

17ページの「(3)若年層に対する予防教育の推進」において、警察本部の取組は現状入っていないが、15年以上前から高知工科大学において「危機管理概論」という施策を実施しており、警察官が講師となり、15コマの授業を開催し、単位を取得することができるようになっている。その中で、ストーカー・DV・児童虐待についての授業も実施しているため、包括的に教育委員会の取組として記載するということでも良いが、警察本部の担当として記載していただいても取組の記載ができるかと思う。

■委員

加害者プログラムについて、研修を受けたこともあるが、高知で実施するのは非常に難しいと思う。四国では徳島のみが実施している状況である。実施が難しい理由としては、加害者プログラムを受けていただくという形で話をもっていくのが難しいためである。DVの加害者がそれを受けるということが義務化や法律化されない限りは、プログラムを受けてもらうことは難しいと思うため、記載しない方が良いのではと思う。

■委員

今の話を聞き、2年間の計画ということもあるため、今回の計画においては記載しなくて良いのではと思った。記載については、もう少し加害者プログラムが浸透してからで良いと思う。

■委員

当施設においても、男性相談の中で、加害者プログラムに関して、「受けたいけれどもどこか実施しているところはないか」といった相談を受けることがある。そうした想いを持って相談される方もいるため、項目としては入れていただいた方が良いと思う。

また、28ページにおける「支援の中核機関の機能強化」の(1),(2)に「~に向けた検討」という記載があるが、計画の中に検討という言葉はあまりそぐわないため修正いただければと思う。

■事務局

修正させていただく。

■事務局

話が戻るが、先ほど委員から市町村の役割についての話があったが、参考までに、30ページの(1)に、「市町村における包括的な支援体制の整備の推進」という項目は位置づけさせていただいている。

■委員

30ページにおいて「つながりある地域づくりに向けて、それぞれの団体が実施する具体的な内容について宣言」とあるが、宣言というのは具体的にどういった手法なのか。

■事務局

県の取組として進めていきたいと考えていることで、令和 4 年の 10 月には、全市町村長、全社会福祉協議会長、知事で宣言した。また、令和 5 年 10 月には、フォーラムという形で開催させていただき、民生委員児童委員協議会にも宣言していただいた。加えて、民間企業についても民生委員と見守り協定を 25 締結している。そうした企業やそれ以外の企業にもインターネットで募集をし、それぞれ企業も CSR で取り組んでいるため、そういったことを自由に宣言していただくといったことをしている。団体においても精神保健福祉協会などに声がけをしたりし、より進めていこうとしている。狙いとしては、宣言していただくと、こちらで登録させていただくという仕組みになっているため、今後、様々な情報提供であったり、こちらからの依頼であったり、そうしたことを広げていこうというネットワーク作り

の一環としている。

■委員

担当課として地域福祉政策課が記載されているが、高知市としても、人権同和・男女共同参 画課だけでなく、様々な課と協力関係を結んでいかなければと考えている。そのときに宣言 があると、縦割りが解消しやすくなると思うため、活用していきたい。

■事務局

高知型地域共生社会のモデルは高知市である。その中で、庁内においてもすでに連携会議など実施していることと思う。目指す姿としては、そうした縦割りをなくしていこうといったことである。今回の女性の福祉の推進ということについても非常に大きなことであるため、分野を超えた体制作りをし、その分野ごとに地域共生の取組を進めていこうということである。

■委員

具体的にDVの被害者や困難女性に対して支援できるような項目を明記することができれば、そうした方もすごく安心することができると思う。現時点の計画では具体的なことが記載されていないように感じる。より具体的に支援の内容について記載していただきたい。

■事務局

女性相談支援センターにおいても具体的な支援を実施しているため、どこまで詳しく記載 するかという点もあるが、計画を読んだ方がどう思うのかということも考え、検討させてい ただく。

■事務局

今回の計画は、DV被害者支援計画と困難女性支援法に基づく計画があるが、DV被害者支援計画については主に課題解決に力を入れ、具体的な施策を並べ、対策を明確に打ち出していく計画だと考えている。それに対し、困難女性支援法に基づく計画については、人権、男女共同、女性の福祉の推進という大きな枠組みでもあるため、誰一人取り残さない支え合う地域づくりからしっかりとやっていくというところである。

DV被害者支援計画については、より具体的な施策を記載することで、見られた方が安心するような計画とできるよう工夫したいと思う。対して、困難女性支援法に基づく計画については、互いが支え合い、一人にさせず、周りが支援するようなところを追記できればと思う。また、それについては地域福祉計画にもしっかりと記載するということになっているため、こちらの計画にどこまで記載するかというところは工夫させていただく。

■委員

1ページの基本的な方針における、「女性だけでなく、男性や性的マイノリティの方を含む DV被害者への支援を一層強化する」という書きぶりについて、前回は「施策をより一層強化する」ということだったが、支援強化というと、一般的には経済的な強化に結びつきやすいと思うので、より具体的に分かりやすい表現が必要であると思う。

また、今回は非常に短期間で委員の皆様も計画を見られているということもあり、一定期間 をとって意見を伝えることは可能であるか。

■事務局

可能である。意見があれば個別に伺い、そうした意見や検討中の内容を反映させた計画をデータで委員の皆様に送付し、再度意見を伺い、まとめた計画を共有させていただいた後、パブリックコメントを実施したいと考えている。

■委員

DV被害者について、公営住宅へ優先入居させると言った仕組みはあるのか。

■事務局

市町村によっても違いがあるが、そうした公営住宅をもっているところがあり、紹介したりもするが、なかなか希望にマッチせず、つなぐことができなかったというのが現状である。 市町村によっても首長の判断でそうした場所を構えてくださっているところもかなりある ため、その方の居住地や資源によって紹介している。